

23

極秘

15

昭和二十七年五月六日

對韓交涉報告書

対韓交渉につき報告の件

外務省顧問 松 本 俊 一

去る二月八日今次対韓交渉の全権代表に任命されて以来、約三カ月間、微力を傾けて交渉の責に任じて来た次第であるが、交渉は今日事実上中絶状態にたち至り暫らく冷却期間を置くの外なき状況であるがこの機会に今次会談の結果到達した状況に関し別添甲号（対韓交渉の概要）及び乙号（対韓交渉における日韓双方の提案とその結果）の通り御報告申上げ御高閲を仰ぐ次第である。

昭和二十七年五月六日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

外務大臣 岡 崎 勝 男 殿

別添甲号 対韓交渉の概要

乙号 対韓交渉における日韓双方の提案とその結果

開

対韓交渉の概要

會談開始の経緯
今回の日韓會談は、サン・フランシスコ平和条約の効力發生後に、行わるべき筈のものであつたが、日本としては、平和条約の精神を遵守し、且つ、極東の平和維持に寄与せんと、念願から米國政府のあつ旋に敬意を表し、韓國政府の要請に應えて特に平和条約の効力發生前に開催するに至つたものである。特に、會談実施に至るまでの経過を段階的に概述すれば次の通りである。

(一) 第一段階

1、客年十月二十日より一日韓間に存在する一切の懸案に關する兩國間交渉のための議題の作成と交渉方法の研究」とする。在日韓人の法的地位の二つを議題として連合國軍總司令部のあつ旋のもとに、日韓間に会谈を開始した。2、前者の議題については約一カ月で討議終了し、その際本年二月前半から外交關係樹立問題、請求權解決問題、漁業問題等兩國間の懸案解決のための日韓兩國政府による直接会谈を開くことを申合せた。

3、一在日韓人の法的地位の議題のうち、基本的な問題についてはいはほとんど妥結に達しながらも、討議は、本年二月からの日韓会谈に持越されて今日に及んだ。

- (二) 第二段階
- 4、なお、韓国側の要求により「日韓間の船舶所屬問題」について、同時に検討することを申合せ討議を続けてきた。
 - 1、日韓間の一切の懸案を解決し、両国間に正式国交を開始する。このため、日韓会談は、日本側松本顧問、韓国側梁正米大使をそれぞれ日韓会談の首席とする。両国全権団によつて、本年二月十五
 - 2、日韓関係を含む基本関係樹立問題、議事手続等を決定した上、外交関係問題の三問題についてそれぞれ分科委員会を構成し、漁業問題の三問題とを決定した。
 - 3、更に海底電線分割問題及び通商航海条約問題の交渉の開始について、時期を見て討議することと意見の一致を見た。

二

會談審議の概況
以上の経緯により、日韓間において討議が行われて来たのは
(イ) 外交関係を含む基本関係樹立問題
(ロ) 財産及び請求権問題
(ハ) 漁業問題
(ニ) 在日韓人の法的地位の問題
(ホ) 船舶所屬問題
(ヘ) 五箇年問題であるが、その審議の概況は次の通りであつた。

(一) 基本関係樹立問題
(4) 基本関係樹立問題
前文。相互に相手国の政治的独立と領土保全の尊重を約し、
永続的友好関係維持の決意を表明するとともに、和協の
精神と衡平の原則に基いて両国間懸案の解決を企図する
こと。

本文

二 国際連合憲章の目的と原則に従い且つ善隣関係に即応
する方法によつて友好的に協力すること。
三 外交及び領事関係を確立すること。
三 通商航海条約締結の交渉に速かに入るものとすも、
右締結に至るまでの間、出入国の自由を含む無条件の

最惠國待遇及び内國民待遇の原則に基く暫定措置を講
ずること。
四 太平洋戦争終結以前から引渡き日本に在留する韓人の
國籍を承認すること。
五 右韓人の國籍変更より主ずる事項に對し過度的措置を
講ずるため、別に協定を締結すること。
六 兩國及び兩國國民の財産及び請求權の迅速について正義
と衡平の原則に従い迅速に解決すること。
七 兩國間の結ぶ海底電線の分割について速に交渉を開始
すること。
八 自由且つ平等の立場において漁業の保存及び發展のた
めに公海における漁業の制限又は規制を規定する協定
を締結すること。

(2)

これに對し、韓國側から對案として提示された日韓間の差
別的な性格を去るの愉快な日鮮關係を清算する意味で平和
的である。日本側案を踏襲したものである。

本文は日本を獨立の主權國として承認すること。

一、日本側案の本文、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

二、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

三、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

四、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

五、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

六、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

七、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

八、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

九、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

十、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

十一、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

十二、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

十三、日本に對して従つて、且つ規定より、一國國際連合憲章の目的

(3) 本問題について、双方見解の岐れたのは、特に次の三点にある。

(1) 日本側は、日韓間の新しい基本関係を律するこの条約を

早期に妥結して、各問題の解決のための指導原理ないし

推進力とすべしと主張したのに対し、韓国側は、他の分

科委員会検討中の懸案の妥結を待つて、その結論を基

本条約に挿入することと主張してゆづらなかつた。

(2) 前記韓国側対案の本文の一については先方が自発的に撤

回した。

(3) 日韓併合条約等、日本国と旧大韓帝国との間に締結され

たすべての条約及び協定の無効を確認することに関する

条項案に於いて、日本側は「無効」とすることには、法律

解釈上、得ないのみならず、これらに過去の不愉快な主

憶を想起せしめるものとして、これを削除することと意思

張したがる締結されたものと言ふ建前から兎も角無効と確

認したいとの立場を固執した。

(4) 通商航海関係の条項について、日本側は、桑港平和条約

の相互制限的な思想は日韓間の友好条約の根本理念にふ

さわしくないのでないのみならず、韓国間の貿易の正常化の理想にふ

反するとして無条件の最恵国待遇及び内国民待遇ならび

五、(14) 日本は、前記の如く、日韓協定を締結し、その目的は、日本と韓国との間の通商手続を簡便ならしめ、貿易の発展を図るに在り。日本は、前記の如く、日韓協定を締結し、その目的は、日本と韓国との間の通商手続を簡便ならしめ、貿易の発展を図るに在り。

(5) 前記の如く、日本は、日韓協定を締結し、その目的は、日本と韓国との間の通商手続を簡便ならしめ、貿易の発展を図るに在り。日本は、前記の如く、日韓協定を締結し、その目的は、日本と韓国との間の通商手続を簡便ならしめ、貿易の発展を図るに在り。

方、前記の如く、日本は、日韓協定を締結し、その目的は、日本と韓国との間の通商手続を簡便ならしめ、貿易の発展を図るに在り。日本は、前記の如く、日韓協定を締結し、その目的は、日本と韓国との間の通商手続を簡便ならしめ、貿易の発展を図るに在り。

[illegible]

(4)

が方、この法理的な立場に立つて提案を行つていくべきである。わ
 けである。この見解は、日本側提案の根本となつて、日本側がこの法
 理的立場を放棄せぬ限り、説得も行わないとの態度を示した。
 右に對し、日本側は重ねて説得的細目に、さらには双方共に一先
 ず法理的な話を合意して、個々の具体的細目について、実際の解
 決のため、在韓日本財産の試みるべきであることとす。一「タブ」

のみこれを認め、たものであるというにある。また、在韓米
 軍政庁は、敵国私有財産を直接且つ包括的に没収しうるも
 のではなく、占領軍として管理者の立場で敵国私有財産を処
 分するに對し、特定のものを除き、処分された財産の対価及
 び果実に對して正当なる所有者である原権利者が請求権を
 有すること、は当然である。右は大韓系の法理論からすれ
 ば、所有権の移転といふことは、原権利者になんらの請求権を
 も与えない最終的移転と考へられるが、コモン・ローの法
 理論は、いかに最終的移転と考へられるが、構成されるが、
 own されることによつて ownership からは失われるが equitable

(三)

(1) 漁業問題

の上の計議を拒否するとの見度、日本側が法理論を撤回しない限り、本問題

(2)

(3)

答を、六回の至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 側、提案の中、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 こと、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 主張を、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 観念を、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 沿岸に、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 必要を、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 原則を、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 日本側は、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 案が提出され、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 本問題について、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 業問題について、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 上の問題について、明に、至らなかつた。質問に費した全部にわたる回
 の計議を拒否するとの見度、日本側が法理論を撤回しない限り、本問題

- (四)
- (1) 在日韓人の法的地位の問題
 本問題は、桑港平和条約第二条による朝鮮独立の承認から当然起つてくる問題であり、昨年十月以降約四十回の会議を行い、殆ど妥結に達していたが、韓国側が他の問題の解決とからませて最終的妥結を遷延したため、ついに妥結に至らなかつた。
- (2) そのうち「国籍」の問題に関しては、在日韓人が一律に日本国籍を失うべきことについて、両者の意見が一致したが、本国籍喪失の期日に関して意見が合致せず、結局、平和条約発効後、在日韓人は日本国籍を有せず、大韓民国国籍を有することを確認することとなつていた。
- (3) 在日韓人の「処遇」の問題に関しては、韓国側は在日韓人に對しては子々孫々にわたり内国民待遇を与えること、退去強制を行わないこと、帰国に際する送金、荷物携行を無制限に認めることを要求した。
- (4) これに對し、日本側は、在日韓人も当然他の一般外国人と同様に取扱われるべきであるが、外国人なる地位への移行が急激に行われ、善良な韓人をして、徒らに不安に陥入れることを避けるよう過渡的に適当な特別措置を講ずるといふ方針をとるべきことを主張し、韓国側もこれに同意した。
- (5) その後会談は、この線で進められ、左記の点について了解が成立し、未解決となつていたのは、左記の点及び内の「一定期間」についてのみである。

(1) 本協定発効後、出入国関係法令に基き、一般外国人と同様な事由によつて在日韓人の退去強制を行うときも、日

韓両国は「一定期間」協議する。

(2) 在日韓人がすでに有する財産権及びすでにについている職業は外国人に禁止されたものであつても、本人限りこれを認める。

(3) 自由意思で帰国する在日韓人に対しては、送金及び荷物を携行について「一定期間」特別取扱を認める。

(5)

(1) 日韓間の船舶所屬問題 本問題については、昨年十月三十日第一回會議を開催し現在まで三十数回の會合を重ねたのであるが、韓国側が主張したの

は、一九四五年八月九日、現在の韓国置船及び日本

船の現在又は同日以降韓国水域に所在したところのある日本船

船の韓国への返還であり、日本側が主張したのは、韓国側

に貸与した日本籍船舶及び韓国側に抑留されている日本

(2)

漁船の日本への返還であつた。

かくて、各項目について討議が行われ、かつ、対象となつてゐる各船舶について双方の調査結果の照合が行われ、双方の主張にはかなりの相違があり、會談妥結の前途は危ぶまれるに至つた。日本側としては、それにも拘らず、韓国海運復興援助に資する目的をもつて若干の船舶を提供すべきことを提案したのであるが、韓国側にはその数量に付て不満があるらしく日本側の好意的申出に応じなかつた。

本件会談は平和条約の発効までに妥結することを目標として各
 問題別の分科委員会を毎週二回ないし三回、本会談も殆ど毎週
 一回開催してその間非公式会談を交へ鋭意双方見解の調整につ
 とめて来た。即ち、請求権の問題について日本がその法的主張
 を撤回しない限り、請求権の大体妥結している基本関係条約や国
 際協定をも含めて一切御破算である旨を公式会議において明
 示するに至つた。これに對し、わが方は請求権及び漁業の問題は
 その性質上複雑な問題であるから、時日をかけて慎重に審議す
 べきであり、徒らに難題に拘泥するよりは、これをきつてこの際、
 片付けておくことが双方に利益である船舶問題につき、この際、
 基本関係条約、国籍処遇協定及び船舶問題につき、この際、
 求むる漁業とに對しては、桑港平和条約の効力発生後に常設共
 同委員会に如きものを設けて審議を継続すべきことを繰返し提
 案した。しかしながら、この交渉は、松本全權より金公使が、
 左記書簡に明らかにしたところである。本書簡は、日本側が、
 福問題その他に關して、考慮されるべき事項を、四月
 二十五日までの手紙に盡して、確答が得られなかつたので、
 これを發するに至つたものである。

押啓 陳者去る二月十五日以來二カ月以上貴下並びに貴国代表の
 方々といふ公式非公式にしてはしお会いして日韓会談を続けて来まし
 たが、いまま直面している事態にかんがみ、此処に私の考えを述べ
 たいと思ひます。元来今度の日韓会談はサンフランシスコ平和条約の発効後に行
 わるべきはずのものであつたが、日本として、平和条約の発効後に行
 府の遵守し、且つ極東の平和維持に寄与せんとの念願から、米國政
 府の特使に平和条約の発効前に、貴國政府の会談早期開催の方の要望に
 表の國は眞摯に平和条約の発効前に、貴國政府の会談早期開催の方の要望に
 人の國は眞摯に平和条約の発効前に、貴國政府の会談早期開催の方の要望に
 題に就いて、日本側から船舶提供方を提案し、妥結に達し得る段階
 にあつた。

ては、双方の法的見解に多大の懸隔があることが判つた。又漁業
 協定問題については、双方からの提案に關する質疑応答が行われ
 たが、我が方が公海自由の原則を尊重するとともに、その上に立
 て科学的調査に基く必要な共同保存措置の採用を主張したに對し
 貴國側は、いわゆる沿岸國の漁業管轄權が國際的に認められた主
 張であるとの見解を固持した。我方は、この際は、基本条約、國
 際公法上の事情にかんがみ、我方は、この際は、基本条約、國
 際公法上の事情にかんがみ、我方は、この際は、基本条約、國

在日韓国代表部
金溶植 公使閣下

表したと報じている。前述の様に韓国政府自ら会谈続行のための
基礎を次から次へと壊わして行くばかりでなく会谈を続行しない
との閣議決定すらを行われたとあつては愈々もつて今次日韓会谈
は中止の已むなきに至つたことを遺憾乍ら確認せざるを得ない。
貴下の御健康と御多幸を祈ります。敬具

一九五二年四月二十五日

松本俊一

本年二月十五日の本会談の開始以来約三カ月を閲したが、この間双方代表団から別添の如き諸提案が行われ、各委員会において案議が行われた。本会談は一対韓交渉の経緯に記されている理由によつて、事実上中絶の状態にあるが、右案議において双方が合意に到達していた点を摘記すれば左記の通りである。なお、昨秋来の懸案たる国籍処遇問題及び船舶問題についても外交關係を含む両国基本關係の樹立

外交關係を含む兩國基本關係の樹立
本問題を審議する基本關係委員會は、前後八回の會議を開き、提出された双方の案の審議の後、共同案の作成に着手し、別添第一の案につき、概ね意見が一致した。
意見不一致の点は、正式には、第一条中「國際連合憲章の目的及び原則に従い、且、兩國間の善隣關係にふさわしい方法によつて」の字句につき、韓国側が積極的には反対しないが、必ずしも必要と認めないとなしてゐるのに対し、日本側が積極的に入方を主張してゐることのみであつた。
日韓兩國及び兩國民の財産及び請求權の処理
本問題を審議する請求權委員會は、前後八回の會議を開き、韓国側要綱（別添第二）及び日本側要綱（別添第三）がそれぞ

れ提出され、質疑応答が行われたが、いわゆるヴェステングデ
能に陥入つた。日本側は法律上の諸問題について、協議は停頓状
とも棚上げして、請求権又は財産問題の具体的な細目を取り上
げ現実的な解決を図ることを提議したが、韓国側はこれに応じ
なかつた。なお日韓双方の法律的問題を明りようにする文章は、
双方間にとりかわされた一請求権問題に関する日本側提案の説
明、一別添第四一及び一請求権問題に関する日本側提案に對す
る韓国側異見、一別添第五一である。

三 漁業協定の締結
本問題を審議する漁業委員会は、前後十三回の會議を開き、
日韓双方の案（別添第六及び第七）が提出され、それぞれにつ
いて質疑応答が行われたが、日本側は公海自由の原則を尊重す
る点にも、その上に立つて、科学的根拠に基づく必要を共同保存
措置の採用を主張するに對し、韓国側はいわゆる沿岸国の漁業
管轄権の主張を國際的に認められた主張であるとし、両者の間
に意見の懸隔が存在していた。

四 在日韓人の国籍及び処遇問題の解決
本問題を審議する国籍処遇委員会は、客年十月末以降前後四
十回を超える會議を行い、別添一在日韓人の国籍及び処遇に關
する日韓協定案、一別添第八一につき略々意見の一致を見てい
た。

意見不一致の点は、(一)第三条の退去強制に関する協議期間、及び、(二)第六条の帰還者に対する特別取扱期間、のみであつた。なお第六条の帰還者の携行する動産の種類及び数量並びに送金に関する別途協議も進行中であつた。

三 船舶についての懸案問題の解決

船舶問題については、客年十月末以来前後約三十回にわたる会談の末、日本側が韓国経済の再建に資する見地から、若干の船舶を提供すべきことを提案、一要領別添第九「したのに対し、韓国側はこれをもつて余りにも少額となしたが、日本側は、日本の財政から言つても合理的な申出を行つたのである旨を表明した。



目次

別添第一	日本国と大韓民国との間の基本的關係を 設定する条約(案)	昭、二、二、四 作成
第二	日韓兩國間に取り極めらるべき財産及び請 求権の処理に関する協定の基本要綱(日 本側提案)	第五回請求権委員会に提案 (昭二、二、三、六)
第三	韓日間財産及び請求権協定要綱(韓国側提 案)	第一回請求権委員会に提案 (昭二、二、二、一〇)
第四	請求権問題に関する日本側提案の説明 (要旨)	第五回請求権委員会に提案 (昭二、二、三、六)
第五	請求権問題に関する日本側提案に対する 韓国側異見	第六回請求権委員会に提案 (昭二、二、三、一〇)
第六	漁業に関する日本国政府と大韓民国政府 との間の協定案(日本側提案)	第二回本會議に提案 (昭二、二、二、一六)
第七	漁業に関する大韓民国政府と日本国政府 の協定案(韓国側提案)	第九回漁業委員会に提案 (昭二、二、三、二〇)
第八	在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協 定案(四月四日)	昭、二、二、四 作成
第九	船舶問題に関する日本側提案の要領	第三十三回船舶委員会に提案 (昭二、二、三、一)

3. **Impresso**

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十
六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十
七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十
八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十
九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百

日本国と大韓
る条約（案）

日本国及び大韓民国は、

主權を有する対等のものとして両國間に恒久の平和と堅固な且つ永続的な友好關係を維持することを決意するので、

両國間に存在する各種の問題を和協の精神により、且つ、正義と衡平の原則に従つて迅速に解決することが前記の目的の達成に寄与するゆえんであることを認めるので、

また、日本国と旧大韓帝国との間に締結されたすべての条約及び協定が日本国と大韓民国との関係において効力を有しないことを確認するので、

よつて、両国は、この条約を締結することに決定し、そのために次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

● ● ● ● ● ● ●

大韓民國政府

100

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一条

日本国及び大韓民国は、国際連合憲章の目的及び原則に従い、且つ、両国間の善隣関係にふさわしい方法によつて、両国の共通の福祉を増進するため、並びに東亜及び世界の平和の維持に寄与するため、友好的に協力するものとする。

第二条

日本国及び大韓民国は、できるだけすみやかに両国間に外交関係及び領事関係を設定するものとする。

第三条

大韓民国は、日本国に居住する韓人が大韓民国国民であることを確認する。

第四条

日本国は、大韓民国が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された平和条約の第二十一条の規定に基き、同条約第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受けるもので

あることを確認する。

第五條

この条約は、締約国によりそれぞれの憲法上の手続に従つて批准されなければならない。批准書は、東京で交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。
千九百五十二年 月 日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓語及び英語により本書二通を作成した。

別
添
第
二

日韓両国間に取極めらるべき財産及び請求権の
処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）

一 日本国及び大韓民国は、それぞれの国民（法人を含む。以下
同じ。）が相手国の領域において有する財産に関する権利（利
益及びその果実を含む。以下同じ。）並びに相手国及びその
国民に対して正当に取得したその他の権利を、相互に確認し、
その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措
置を講ずるものとする。

二 前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されている
ときは、その国又は国民は、それぞれ、これが原状回復又は
損害の補償の責を負うものとする。

三 第一項の回復の措置及び第二項の原状回復又は損害の補償の
方法等については、当該権利の種類に依じ、別途協議するも
のとする。

(一) 日本国及び大韓民国は、連合国最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行われた相手国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

(二) 前項において承認する効果の範囲については別途協議するものとする。

三(一) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において公前又は公共の用に供していた国有の財産を、大韓民国に、別に定めるところに従い譲渡する。

(二) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において企業の用に供していた国有の財産を、朝鮮事業公債法に基き発行された公債等、当該領域の利益のために発行されたものの未償還残高等に相当する資金が日本国に引渡された場合限り、大韓民国に譲渡する。

(三) 第一項の公用又は公共の用に供していた国有の財産及び第二

項の企業の用に供していた国有の財産の範囲並びに前二項の譲渡の方法については、別途協議するものとする。

(四) 日本国が大韓民国の領域において有する財産で第(一)項及び第(二)項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団体が大韓民国の領域において有する一切の財産については、前記一の日本国民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。

(四) 日本国及び大韓民国は、この協定の締結に当つては、前記一ないし三を一体として取扱うものとし、且つ、前記の別途協議に当つては、具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるよう措置するものとする。

別
添
第
三

韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案

(一九五二年二月二十一日提出)

- 一、韓国より運び来りたる古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること
- 二、一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮総督府負債を決済すること
- 三、一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金されたる金員を返還すること
- 四、一九四五年八月九日現在韓国に本店又は主たる事務所のありたる法人の日本にある財産を返還すること
- 五、韓国国民(法人を含む)の日本国又は日本国民(法人を含む)に対する日本の国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金及びその他の請求権を決済すること
- 六、韓国国民(法人を含む)所有の日本法人の株式又はその他の

証券を法的に認定すること

七、前記の諸財産又は請求権より生じた諸果実を返還すること

八、前記の返還及び決済は協定成立後即時開始遅くとも六箇月以内に終了すること

別
添
第
四

請求権問題に関する日本側提案の説明（要旨）

一 今次請求権問題の最重要点は日本が平和条約に於て承認した韓米軍政府による及びその指令に基いて行われた日本財産の処分の効力を認めるという意味如何にかかつてゐる。

韓米軍政府の請求権問題に関する主張の根拠は在韓米軍政府の出した所謂 Vesting Decree No.33 の効果を没収と同様に解しようとするにある。即ち韓国側は一九四五年十二月六日の Vesting Decree No.33 により米軍政府は日本財産に対する絶対且つ最終的処分権を有し、これは事実上没収と同様であると主張する立場に立っている。然し我方は日本は米軍政府の処分の効力は認めない（第四條（四））のであるがこれは占領軍が国際法上適法に行つた財産の処分はこれを有効と認めそしてその効力について争うことはないという意味のことであつて国際法上占領軍に認められていない処分まで合法であると認めたのではないという立場に立っている。前記 Vesting Decree 即ち米軍令第三十三号は日本財産が軍政府に Vested in and owned by （帰属され所

有されている」と規定しているが、これはヘーグの陸戦法規第四六条が「私有財産はこれを没収することを得ず」と規定している私有財産没収の禁止の条項を超えて有効のものであるという意味ではない。米軍政府は敵国私有財産を直接且つ包括的に没収し得るものではない。米軍政府は占領軍として管理者の立場で敵国私有財産を処分し得るがその対価及び果実に対しては正当なる所有者である原権利者が請求権を有することは当然である。この権利は財産の移転と無関係に存続する。これはあたかも各国の敵産管理法におけるが如くあるいは民法上の信託の觀念の如く正当なる所有者の原権利者としての権利は依然として存続すると考えるべきである。大陸系の法理論からすれば所有権の移転ということは原権利者に何等の^{de jure}権利をも与えぬ最終的移転と考えられるかCommon Lawの法理論は所謂二重所有権

Double ownershipの法理論でVested and owned されることによつてLegal ownership は失われるが equitable ownership は残ると考えられるのである。米英法ではこの信託の考え方と技術とが種々の場合に応用されている。

Hague の陸戦法規に明記してある私有財産権の尊重の原則に関

しては第一次、第二次両大戦を通じて占領国は必らずしも厳密にこれを遵守しなかつた觀もあり罷わば戦時占領に關して新しい慣例を生じたかの外觀を呈しているにも拘らず被占領国の私有財産を占領国又は占領軍が直接且つ包括的に没収した実例あるを漏かさない。成る程対日平和条約においてはその第十四条、第十六条の如く日本の連合国、中立国、枢軸国における資産を処分することに關して規定されているが、これは日本が連合国との間にこの平和条約によつてかかる処分に合意したから初めて可能なのである。もし日本がこれに同意していなかつたら仮りにアメリカの国内法たる敵産管理法によつて日本の資産を没収していたとしてもこの国内法に基づく措置をもつて直ちに國際法上の敵国私有財産非没収の原則に對効することは出来ないはずである。敵国財産処分問題でアメリカが外国に對抗し得るのはアメリカの国内法たる敵産管理法に基づくのではなくして平和条約の規定に基いてである。

対日平和条約第四条(ハ)はアメリカの占領下にあつた韓国にある日本の財産、權利、利益に付ては第十四条におけるが如くこ

れを差押え、留置し、清算し、その他何等かの方法で処分する
権利を韓国に認めただけではなく、在韓米軍政府の軍命令の効力
を承認しただけである。ここにいう効力とは対日平和条約の第
十四条の(2)の2の如き効果ではなく占領軍命令の効力を指すに
止まるのである。没収を含まないものである。

韓国側がこの点を正當に理解せず対日平和条約第四条(1)は第
十四条の(2)の2に酷似するといひ且つそれよりも更に強い効力
を有すると主張するのには絶対に賛成出来ぬ。第四条の(2)にお
いて当事国間の特別取極の主題とされているのは、第一に第四
条(1)の処分はんちゆうに入らぬものがありとすればそれ
について、第二に第四条の(1)の軍政府命令でカバールされたもの
にあつても、その財産及び財産が売却されていた場合にはその
対価等の返還その他の請求権についてであり、この最終的処理
は当事国間、当事者間に協定が成つて始めて行われるものである
。惟うに私有財産非没収の原則は幾多の試練に堪えて国際慣
習上の一原則としての地位を維持しているものといえる。され
ばこそ一九四八年十二月十日国連第三回総会で採択された世界

人権宣言第十七条第二項は「何人もその財産を欲しのままに奪われることはない」と規定して私有財産尊重の原則を確認している。対日平和条約においても私有財産尊重の原理は当然の前提となつてゐる。即ち対日平和条約の前文に「日本国としては、世界人権宣言の目的を實現するため努力し」云々とある。そして私有財産権を真向から反対してゐる規定は何処にもない。唯、対日平和条約の第十四条の(2)及び第十六条はあたかも右原則を否定してゐるかの如き印象を与えやすい。また事実これらの規定が私有財産尊重の原則を輕視してゐるといふ非難は免かれぬ處である。それにもかかわらず單にそれだけの理由をもつて対日平和条約が國際法上の私有財産尊重の原則を否定してゐるとは考えられないのである。

要するに財産及び請求権問題について日本が韓国との間に対日平和条約第四条による特別取極を結ばんとするに當つては在韓日本財産については在韓米軍政府軍令第三十三号のいわゆる Vesting Decree により、仮りに当該日本財産のタイトルが米軍政府に移転されていたとしても、そのタイトルは当然原権利者に

返還されるべきものであり、またもし当該財産が米軍政府によつて売却されていた場合には、原権利者のその対価等に対する請求権は依然として存在する点が認識されるべきものである。例えば敵産管理人は敵産のタイトルを有する場合株式等は管理人名義になるかも知れぬが、それでも原権利者の株主権が最終的に消滅するわけではない。そしてその最終的解決こそは正に戦後の条約の主題となるのである。対日平和条約第四条冒頭の文言からいつてもこのことは明らかである。

韓国と日本との間の財産及び請求権の処理は相互的なものであり決して一方的なものではない。唯第四条(b)項の規定によつて在韓米軍政府の処理の効力を日本が認めることとなつてゐるため日本側の本来の主張がある程度限定されてゐるというに過ぎない。

次に在韓日本財産は米軍政府から韓国政府に現実に移転されたが、これによつて当該財産全部に関する米軍政府の権限全部が韓国に移譲されたのではなく、韓国政府は単にこれら財産を管理する立場におかれたにすぎないのである。交戦国として、

更に占領軍として当然米軍の有していた処分権を交戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとするならばこれは明らかに国際法の原則を無視するものといわなければならぬ。結論としていえば日本は対日平和条約第四条(ロ)によつて在韓米軍政府によつて行われた財産処分の効力を承認するだけであつて在韓財産に対する本来の権利及び請求権を放棄したのではない。これらの権利及び請求権こそは、日本が平和条約第四条の予想している特別取極の主題となるのであり、この特別取極において日本がこれを放棄するといふのであれば別であるが少くともそういう方法で日本が放棄しない限りこれらの財産に対する権利又は請求権は当然存続するのである。

二 日本対案は私有財産権について叙上のような根本理念に立つて構成されている。即ち第一項で在韓日本財産、権利、利益を確認することとし同時に右と相照応して我方も韓国側の在日財産、権利、利益を確認する趣旨である。即ち Vesting Decree の効力を認めるがそれはあくまで正当な所有者が有する原所有権までも放棄したものではないとの趣旨に立脚しているのは申すまで

もない。なお動乱その他で現地の日本財産のき損滅失が考えられるがその責任についても規定せんとするものである。これらの原状回復、損害賠償、権利の行使を可能ならしめるよう措置することとを要求する。その詳細は別途協議による。

第二項は対日平和条約第四条(ハ)の趣旨と併せて日本に関しては昭令の指令で実施した諸措置(例えば在外会社令、閉鎖機関令、自作農創設特別措置法の措置等)の効果を承認することとするものである。

第三項は韓国の独立に伴い継承せらるべき国有財産の規定であるが国有財産で公用に供せられたもの等については別に取極める所に従つて韓国側へ譲渡する趣旨である。国有財産で企業用に充てられたものについては朝鮮事業公債法、米穀生産財源確保に関する法律等に基いて発行された公債の未償還残高等に相当する資金を日本へ引渡す場合に限り譲渡せんとする趣旨であり、その他の財産については、私有財産と同様の原則によつて処理せんとする趣旨である。

第四項は以上第一項第二項第三項は一体として取扱わるべき

ものであることを確認し且つ第一項及び第三項の具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるよう確保せんとする趣旨である。

別
添
第
五

(一) 第五回請求権問題に關する日本側提案に對する韓国側異見
 韓の處理に關する協定の基本要綱「およびその説明要旨に對し、
 韓國側は、つぎのやうにその異見を開陳する。」
 (二) 韓日兩國間の請求権問題を解決する關鍵が、日本側の指摘する
 が如く、日本が平和條約第四條B項によつて承認した、在韓美軍
 政庁の出した法令第三十三號の精神の認識如何に、懸つてゐる
 ということは、全くその通りである。
 (三) 日本側は、前記法令第三十三號が、韓国にある日本財産は、美
 軍政庁に *vested in and owned by* 歸屬され所有されてゐる」と規定
 してゐることに対し、これは、受収の爲の所有權取得ではなく
 して、敵産管理としての信託的所有權の取得である、と主張す
 るのである。しかしながら、同法令において、日本の主張を
 裏づけるに足る何等の文言もないのみか、却て、逆に、普通の
 敵産管理令には、その例を見難い軍政庁による所有權の取得を、
 明文をもつて積極的に規定してゐるのである。しこうして、美軍
 政庁のその後の措置、すなわち、これら歸屬財産全部を（売却
 したものの後について）は、売得金もあつて、一九四八年九月十一
 日付韓美協定に基き、無条件に、しかも、大韓民國国民の福利
 のために使用するやうにとの要請の下に、大韓民國に移転し与
 えた事実をおもひ合せるならば、日本側の主張は何等の根拠を
 も持たないのである。

(四)

このところにおいて、しばらく、平和条約における日本の在外資産に
対する連合国の処理方式を規定して、連合国にその最後の処分権を
は、第十四条にこれを規定し、各連合国がその国内法をもつて与
与え、私所有権者は、僅かに各連合国におよび枢軸国に
うる権利のみを保有せしめ、規定して、私所有権者には何等の
権利をも与えずして、解放国家である大韓民国に、赤十字国際委員会に引渡
し、第四条によつて日本をして前記法令第三十三号の措置につ
は、第四條によつて日本をして前記法令第三十三号の措置に帰属
せしめた措置およびその後のこれを大韓民国に移転した措置を承
認せしめたのである。すなわち、連合国は、日本のその本来の
領土の外にあるすべての財産を、世界的に非日本化する措置をしたの
一環として、韓国においてこの法令第三十三号の措置をした。私
所有権は無視、あるいはこのいづれかの処理方式にある。私
資産これに対しては、日本側は連合国、中立国、および枢軸国に
資産に對しては、日本側は連合国、中立国、および枢軸国に
国際法上の敵国私有財産没収の原則に違反するのであるが、
平和条約によつて没収することはない。初めに
可能になつたのである。かかる処分を日本が合意したから、
理の場合、これを認めないの認めながら、韓国にある資産の処
その命令をもつて私所有権を没収することすなわち、一、陸軍政庁が規

第四六条の私所有権不没収の原則に違反するのであつて、これを認めることは出来ない。なぜなら、日本は、占領軍が国際法上適法に行つた財産の処分のみを有効と認めたのであつて、国際法上占領軍に認められていない処分まで合法と認めたのではないからだとするのである。

しかしながら、日本は、平和条約第四条B項によつて、美軍政庁の法令をそのまま承認したのであつて、何等の留保を附してはいないのである。たがら、日本側説明の設例を借りていうと、アメリカの国内法たる敵産管理法によつて、日本の資産を没収したならば、これは国際法上の敵産不没収の原則に違反するものであるが、日本が、第十四条によつてこれに合意したことにより、その措置が可能になつたのであるとするならば、韓国の場合、美軍政庁が法令第三十三号によつて日本の資産に対しその所有権を最終的に取得したことが、たとえ私有財産不没収の原則に抵触するものとしても、アメリカの場合とまさに同じ理由によつて、すなわち、日本が第四条によつてこれを承認することによつて、その措置が法的に可能になつたわけである。第四條B項の『承認』は第十四条、第十六条の合意とその性質において何も変らない。美軍政庁による処分が、たとえ国際法を超越するものであつたとしても、それを日本が無条件に承認したのとは、連合国にある財産について連合国がなす処分が国際法に触れるものであつても、日本がこれに合意するのと、その性質はひとしいではないか。

(五) し、かも、日本側が、ヘーグ陸戦法規第四六条私所有権不没収の原則、敵国財産不没収の原則、さらには人権宣言第十七条にわゆる私所有権の尊重の思想を、伝家の宝刀として持出しなから、前記の諸場合、私所有権を没収されても、その私所有権者自身ではなしに、日本国がこれに同意するだけによつて、直ちに、これら原則はなお破れずに維持されたことになる、という、これら原則は、疑なきを得ない。なぜなら、国家といえども国民の財産をほし、いままに処分することができないようにすること、従つて、それらの原則の要請の一つであるからである。つ、いては、それが私所有権である場合においても、前記諸原則とは全然違つた見地から、これをその国から切離す措置をする原則が、国際法上、すでに、第一次大戦の時から形成され始め第二次大戦後にいたり確立したものと端的に見るべきであらう。在外資産の処理は、私所有権尊重の思想にもかかわらず、さらに強く高い理想に基いて、その国の本来の領土の外にある財産についてのみ行われるのである。韓国の場合、日本あるいは日本人の財産についてのみ、かかる措置が行われたのである。日本財産に韓、国及び韓国人の財産、また日本本来の領土にある日本財産について、私所有権尊重の思想が充分に保持されてゐるのである。十三号については、かかる歴史的現実には目を向けずして、法令第三

[illegible]

(六) 第三十三号による所有権の最後の取得の措置およびかかる所有権の大韓民国への無条件譲渡をもつて、國際法に反と断定する。このは、韓国側としては、遺憾の意を表せざるを得ないのである。

(七) 要するに日本が平和条約第四條(四項)によつて承認したる美軍政庁法令第三十三号によつて、一九四五八年八月九日、あるいは其の後韓国にある日本および日本人のすべての財産は、一九四五

年九月二十五日付をもつて、美軍政庁に帰属しその所有となり、一九四八年九月十一日付韓美協定に基き、大韓民国の所有となつたのである。従つて韓国には日本があるいは日本人の財産は何もないのである。だから平和条約第四條A項による特別取極は、韓国および其の国民の日本であるいは日本國民に対する請求權の處理がその対象となるわけである。同項が相互的協定の如き表現を取つているのは、同項が韓日間の請求權の問題のみではなく、第二條、第三條獨記の諸地域に日本との間の問題を包括的に規定したためにもすぎない。

(八) 韓国が帰屬財産に對しその國策に基き処分したのは、叙上の如く自己に歸したる所有權に基き行為である。

(九) 以上に於いて、韓國側の根本的立場を、日本側の意見との関連において明らかにしたことが、與するに、韓國側としての、日本側の考え方は、その根本において未だ旧支配關係の情性から止揚されていまいといふ印象を深くせざるを得ない。一九四五年八月九日現在韓國の富は、その大部分が、日本あるいは日本人の

(5)

第三十三号による所有権の最後の取得の措置およびかかる所有権の六韓民国への無条件譲渡をもつて、國際法に反と断定する。のほ、韓國側としては、遺憾の意を表せざるを得ないのである。要するに日本が平和条約第四條四項によつて承認したる美軍政庁法令第三十三号によつて、一九四五年八月九日、あるいは其の後韓國にある日本および日本人のすべての財産は、一九四五年九月二十五日付をもつて、美軍政庁に帰属しその所有となり、一九四八年九月十一日付韓美協定に基き、大韓民国の所有となつたのである。従つて韓國には日本あるいは日本人の財産は何もないのである。だから平和条約第四條A項による特別取極は、韓國および其の國民の日本あるいは日本國民に對する請求権の処理がその対象となるわけである。同項が相互的協定の如き表現を取つてゐるのは、同項が韓日間の請求権の問題のみではなく、第二條、第三條掲記の諸地域に日本との間の問題を包括的に規定したためにすぎない。韓國が帰屬財産に對しその國策に基き処分したのは、叙上の如く自己に歸したる所有権に基き行為である。以上において、韓國側の根本的立場を、日本側の意見との関連において明らかにした。韓國側の根本的立場を、日本側の意見との考え方は、その根本において未だ旧支配關係の情性から止揚されてゐないという印象を深くせざるを得ない。一九四五年八月九日現在韓國の富は、その大部分が、日本あるいは日本人の

(b) 所有であつた事実を、日本は正当なる状態として、このままの
権利を主張し、今これについて韓国側の再確認を求め、このままの
すなわち新しい経済的結合を結果するものであり、カイロ宣言
にいう奴隷状態の新しき承認を求むるものである、といわざる
を得ない。本委員会は、分科委員会ではあるが、韓日両国間の財産及び請
求権問題の論議にあつては、この問題の含む政治的意義の充
分なる認識から出発せねばならない。平和条約第四條は、
同第二條A項と照応して、韓国の政治的・経済的獨立への考慮の
上に規定されたものである。従つて、この条文に対し疑義をさ
し挿むことである。

(注) この文書は韓国代表部より受領したものをそのまま
複製したものである。 二)

別添第六

漁業に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定案（日本側提案）

日本国政府及び大韓民国政府は、
国際法及び国際慣習の原則に基く公海の漁業資源を開発する各自
の権利に照らして行動し、
両締約国が共通の利害関係を有する漁業資源の最大の持続的生産
性を確保することが人類の共通の利益及び締約国の利益に最もよく
役立つこと並びに両締約国がこの資源の保存を促進する義務を自由
且つ平等の立場において負うべきことを信じ、
両締約国の地理的近接及び漁獲操業の交錯の結果として両締約国
の間に生ずることがあるべき漁業に関する紛争の原因を除去するこ
とが最も必要であることを認め、
これらの目的を達成するために、協定を締結することに決定し、
よつて、正当に委任を受けた各自の全権委員を通じて、次のとお
り協定した。

第一条

1 この協定の適用上、「漁船」とは、水産動植物を採捕すること

又は公海で積載した水産動植物を加工し、若しくは輸送することに従事する船舶あるいはこのような活動のための装備を有する船舶をいう。

2 この協定の適用上、「トロール漁業」とは、ら、旋推進器を備える船舶によりオッター・トロール又はビーム・トロールを使用し、て行う漁業をいう。

3 この協定の適用上、「機船底ひき網漁業」とは、トロール漁業を除く外、ら旋推進器を備える船舶により底ひき網を使用して行う漁業をいう。

第二条

締約国は、締約国の国民又は漁船が、他の締約国の沿岸から三海里以内の水域にある場合を除く外、その漁業活動に対し当該他の締約国により何らの制限又は規制をも受けないことを相互に承認する。

第三条

締約国は、両締約国が共通の利害関係を有する漁業資源の最大の持続的生産性を確保するために平等の立場における必要な共同の措置をとることに同意する。

第四條

1 締約国は、東海及び黄海の底魚資源のうち両締約国の漁業にとって重要な魚種について、各自の国民又は漁船が、当該魚種の主要な産卵区域であることが科学的調査に基き立証される水域において、且つ、当該魚種の主要な産卵期であることが科学的調査に基き立証される期間中トロール漁業及び機船底ひき網漁業を行うことを禁止することに同意する。但し、前記の規定は、第六条に基いて設置される日韓漁業共同委員会が行う漁獲操業及び締約国の当局が調査の目的のため他の締約国に事前に通知して行う漁獲操業には、適用しないものとする。

2 本条1に掲げる水域及び期間は、附表に掲げる水域及び期間とする。

3 締約国は、この協定の実施の三年後から一年の間に、本条1に定める措置の実効性を検討するため、また望ましいときは、それを一層実効的に実施する方法を審議するため、適合することに同意する。

第五條

締約国は、第四條1の規定を実施するために、各自の国民又は漁船について、違反に対する適当な罰則を伴う必要な法令を制定施行し、且つ、このことに関し各自がとつた措置を他の締約国に通報しなければならない。

第六條

- 1 締約国は、両締約国が共通の利害關係を有する漁業資源の保存及び一層有効な利用についての科学的調査及び研究を行うために、日韓漁業共同委員会以下「委員会」という。）を設置し、及び維持する。
- 2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国が任命する三人以下の委員で構成する。
- 3 委員会のすべての決議その他の決定は、両国別委員部の合意によつてのみ行うものとする。
- 4 委員会は、その会議の運営に関する規則を決定し、及び、必要があるときは、これを改正することができる。
- 5 委員会は、少くとも毎年一回会合し、また、いずれか一方の国別

委員部の要請によりその他の時期に会合する。第一回会議の期日及び場所は、締約国間の合意で決定する。

6 委員会は、その第一回会議において、議長及び事務局長をそれぞれ異なる国別委員部から選定する。議長及び事務局長の任期は一年とする。その後の各年においては、国別委員部からの議長及び事務局長の選定は、各締約国がそれらの地位に交替に代表されるように行うものとする。

7 委員会は、その本部の設置に適した場所を決定する。
8 締約国は、各自の国別委員部の経費を決定し、且つ、支払うものとする。委員会の共同の経費は、締約国が均分して負担する分

担金により、委員会が支払うものとする。

9 共同の経費の年次予算は、委員会が勧告し、且つ、締約国に承認のため提出する。

10 委員会は、その共同の経費のための資金の支出の権限を有する。委員会は、その任務を遂行するために必要な人員を雇用し、及び必要な便益を取得することができる。

第七條

1 委員会は、次のことを行う。

(a) 締約国が共通の利害關係を有する漁業資源に關し、各種の水生物の生息量、生活史及び生態學について必要と認める資料を収集し、及び評価すること並びに必要と認めるときは、自ら調査すること。

(b) 締約国が共通の利害關係を有する漁業資源を保存するための方々に關し、必要と認める資料を収集し、及び評価すること並びに必要と認めるときは、自ら調査すること。

(c) 委員会の事業、調査及び認定に關する報告を必要と認める意見とともに毎年締約国に提出し、また適當と認める事項について隨時締約国に通報すること。

(d) いずれか一方の締約国の要請があつたときは、第四條に定める措置がどの程度に有効であつたかについて調査すること。

2 委員会は、その任務の遂行に當り、できる限り、締約国の官公署の技術的及び科學的役務及び情報を利用するものとし、また、望ましく且つ可能なときは、公私の団体若しくは機關又は個人の

役務及び情報を利用することができる。

第八条

締約国は、委員会が要請するすべての記録をできる限り保存し、且つ、委員会の要請があつたときは、その記録及びその他の情報の編纂物を提供することに同意する。いかなる締約国も、この規定に基いて個個の操業の記録を保存し、及び提供することを要請されることはない。

第九条

締約国の漁船は、荒天、機関の故障その他の危難のためやむを得ないときは、他の締約国の沿岸のいずれの場所にも避難することができる。この場合には、当該地の締約国は、当該漁船に対し、友好的な待遇、援助その他必要な便宜を与えるものとする。

第十条

締約国は、この協定の締約国でない国の国民又は漁船の行動がこの協定の目的の達成に支障を及ぼすと認めたときは、そのことについて他の締約国に通報するものとする。この場合には、両締約国はとるべき措置について協議することに同意する。

第十一條

1 この協定は、締約国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。批准書は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後において、なるべくすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。この協定は、五年間効力を存続し、その後は、いずれか一方の締約国が他の締約国にこの協定を終了させる意思を通告する日から一年後まで効力を存続する。

以上の証拠として、正当の委任を受けた各全権委員は、この協定に署名した。

千九百五十一年 月 日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。

日本國

大韓民國

附
表

別添第七

漁業に関する大韓民国政府と日本国政府の協定案（韓日調案）

大韓民国政府及び日本国政府は、公海における漁業資源の最大持続的生産性を確保し且つ開発することが、人類共通の福祉であり、且つ、両締約国の利益であることを認識し、又はこうすることが国際法及び国際慣習に基く各自の権利及び義務であることを、相互に理解し、更に両締約国の地理的近接及び漁業操業の交錯の結果として締約国間に生ずることがあるべき紛争の原因を除去しようとする点を考慮し、両締約国の領水に接し、一定の水域に対する沿岸国としての漁業管理権を相互に尊重し、

両締約国において共通の関心を有する漁業資源に対する最大の持続的生産性を確保し且つ開発するためにとるべきことを必要とする共同措置を科学的に調査し、研究し、及び調整して決定し、決議し及び勧告することができる韓日漁業共同委員会を設置する必要を相互に認定し、これらのすべての目的を達成するために協定を締結すべきことを決定し、

ここに、正当に委任を受けた各自の全権委員を通じて次のとお

り協定する。

第一条

1 締約国は、締約国の国民又は漁船が他の締約国の領水及び漁業管轄権の及ぶ水域（以下「管轄水域」と称する。）における漁業活動を禁止すべきことを相互に承認する。但し、締約国の国民又は漁船が他の締約国政府の許可を得てその統制規律に服すべき場合は、この限りでない。

2 本条1に言う相互に承認された管轄水域は、この協定の第一附属書に掲げた水域とする。

第二条

締約国は、管轄水域外における中国東海（東支那海）、黄海、東海（日本海）及びこれに接続する水域（以下「協定水域」と称する。）において、両締約国が共通の関心を有する漁業資源の最大の持続的生産性を確保するため平等な立場において必要な共同措置をとるべきことに同意する。

第三条

この協定の適用上、A「漁船」とは、水産動植物を採捕すること

と又は公海で積載した水産動植物を加工し、若しくは輸送することに従事する船舶あるいはこのような活動のための装備を有する船舶を、B「トロール漁業」とは、ら、旋推進器を装備した船舶により、オッター・トロール又はビーム・トロールを使用して行う漁業を、C「機船底ひき網漁業」とは、トロール漁業を除く外、ら、旋推進器を装備したる船舶により底ひき網を使用して行う漁業をそれぞれいう。

第四章

1 締約国は、協定水域における漁業資源のうち重要な魚種に対しては、当該魚種の主要な産卵及び稚魚育成区域若しくは産卵及び稚魚育成期間又は、特定の魚種に対しては、一定の水域内で自発的漁獲抑止を要することが、科学的調査によつて立証されたときには、当該重要な魚種に対する当該区域において及び当該期間中、又は当該特定魚種に対する一定水域内で各自の国民、又は漁船がトロール漁業及び機船底ひき網漁業ないしこの協定第五条の規定によつて設置された障日漁業共同委員会が追加指定することができる漁業をすることを禁ずることに同意する。

2 締約国は、前記の重要な魚種に対する主要な区域および期間の決定又は前記の特定魚種及びその一定水域の決定は、前記の委員会が、調査し、及び勧告したところによるべきことに同意する。

3 締約国は、沿岸国として漁業資源に対する保存措置をしてきた事実を考慮して、協定水域における当該資源開発に関する適正な漁業方式及び取締上必要な共同措置を、前記委員会が決定し、及び勧告するところによつて定めるべきことに同意する。

4 本条1の規定は、前記の委員会がする漁獲操業には適用しないものとする。

第五条

1 締約国はこの協定の目的を達成するために、韓日漁業共同委員会（以下「委員会」と称する。）を設置し、及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、各自の締約国が任命した四人以下の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、決定および勧告は、両国別委員部の合意によつてのみ行う。

4 委員会は、その会議の運営に関する規定を決定し、及び、必要があるときは、これを改正することができる。

5 委員会は、少くとも毎年一回会合し、また、いずれかの国別委員部の要請によつても、他の時期に会合する。第一回会議の期日及び場所は、締約国間の合意で決定する。

6 委員会は、その第一回会議において、議長及び事務局長を各他の国別委員部から選定する。議長及び事務局長の任期は、一年とする、その後の各年においては、国別委員部からの議長及び事務局長の選定は、各締約国がそのような職の地位に順番に選任されるように交替して定めることとする。

7 委員会は、その本部の設置に適合した場所を決定する。

8 締約国は、共通の関心がある漁業資源に関して精通した者で構成された諮問委員会を、自国の国別委員部のために設置することができる。各諮問委員会は、委員会が秘密会とする決定をした会議を除く外、委員会のすべての会議に出席するように招請されるものとする。

9 委員会は、公聴会を開くことができる。また、各国別委員部

10 は、自国で公聴会を開くことができる。

11 委員会に提出する。韓語及び日本語とするが、必要なときは他言語に翻訳する。提案及び資料は、いずれの一方の言語によつても委員会に提出することができる。

12 締約国は、自国の国別委員部の経費を決定し、且つ、支払う。委員会の共同の経費は、委員会が勧告し且つ締約国が承認した形式及び比率で締約国が負担した分担金で、委員会が支払う。

13 共同の経費の年次予算は、委員会が勧告し、且つ、締約国に承認のため提出する。

14 委員会は、その共同の経費のための資金の支出の権限を有する。委員会は、その任務を遂行するために、必要な人員を雇用し、及び必要な便益を取得することができる。

第六条

1 委員会は、次の任務を遂行する。

A 締約国が共通の関心を有する重要な漁業資源に関する生息量、生活史及び生態学に対し、必要と認められるべき資料を収集し、及び評価し、必要な場合には科学的立証を得て直接調査する。

B

(1)

漁業資源の最大の持続的生産性を保有するための科学的調査の根拠に照らし、本協定第四條1に規定された重要な魚種に対する主要な区域及び期間又は特定魚種及びそれに対する一定水域等を調整決定し、各締約国に勧告する。

(2)

前記の特定魚種に対しては、科学的証拠により、本条に規定された漁業方式の制限をもつては到底年々持続される生産の實質的増加を招来することができないことが確になり、且つ、その最高生産を維持するに必要な条件を発見するため、科学的調査中である場合には、当該魚種に対する漁具及び漁法等の特殊な研究措置を講究し、水域を決定し、当該魚種の漁獲を自発的抑止するように各締約国に勧告するものとする。

C

第四條3の規定を忠実に実践するため、両締約国が共通の関心を有する重要な漁業資源の総漁獲量を決定し、そのために必要な漁業の種類、漁船の吨数及び隻数を制限する漁業方式（魚種の体長制限、漁具及びその構造、装備等に対する調整を包含する。）を決定し、各締約国に勧告する。

D 協定水域において、各締約国が漁業に従事する漁船の標識、停泊信号及びその他取締上必要な措置を決定し、各締約国に勧告する。

E 本協定の違反に関する同等の刑の細目を制定するに關し、審議し、各締約国に勧告する。

F 締約国が本協定第九条の規定により、提供した記録を編集し、研究する。

G 委員会の事業、調査及び決定に關する報告を、適當な勧告と同時に毎年締約国に提出し、また、適當と認められるときは、いつでも、この協定の目的に關係のある事項に対して、各締約国に通報する。

2 委員会は、その任務の遂行に當り、できる限り、締約国の官公署の技術的及び科学的役務、又は情報を利用するものとし、また、要望され、可能なきは、公私の団体若しくは機關の役務及び情報を利用することができらる。

第七條

1 締約国は、この協定の締約国でない他國の國民、又は漁船が、

委員会の事業、又はこの協定の目的の達成に障害となることをしたことを知つたときは、他の締約國に通報するものとする。この場合には、両締約國は、取らねばならない措置に關して、協議することに同意する。

2 締約國は、締約國の國民、又は、漁船が、この協定の締約國でない他國の國民、又は、漁船と、形式的にも、實質的にも、共同経営又は、投資關係を結び、この協定の目的達成を障害することにならないように取締ることに同意する。

3 締約國は、本条2の規定に違反した締約國の國民、又は、漁船を、本協定のすべての取締規定に服従させることに同意する。

第八條

1 締約國は、この協定第一條の規定を実施するため、他の締約國の國民、又は漁船に關しては、この協定の第一附屬書に明記した管轄水域において、この協定第四條の規定を実施するため、各自の國民、又は漁船に關しては、委員会が決定した重要な魚種に對する区域及び期間中、又は、特定魚種に對する一定水域内において、漁獲に従事すること又は、漁獲物を当該区域、又

は、水域において積載し、所持し、加工し、又は輸送することを禁止することに同意する。但し、積載し、所持し、加工し、又は輸送する漁獲物が、当該重要な魚種に対する当該区域において及び期間中又は当該特定魚種に対する当該一定水域内において漁獲したものでないことが立証される場合には、この限りではない。

2 締約国は、これらの協定の規定を実効的にするため、締約国の国民及び漁船に関し、違反に対する適当な罰則を有する必要な法令を制定施行し、且つ、このことに關し、自国がとつた措置の報告を委員会に送付することに同意する。

3 締約国は、この協定の規定により、各自国民に漁業許可をした内容を委員会に通告する。

第九条

1 締約国は、この協定の規定を誠実に実施するため、適正且つ有効な措置をとることに對し、相互間に協力しようとして、次のとおり同意する。

A (1) この協定第一条の言著水域を侵犯した他の締約国の漁船を

発見したときは、当該水域を管轄する締約国の正当な権限を有する公務員のみが、本協定第四条1及び3の規定によりとられるすべての制限措置を、違反した締約国の漁船を発見したときはいずれかの締約国の正当な権限を有する公務員も、これ等漁船に臨み、その装備、帳簿、書類、その他の物件を検査し、及び船内にある人に対し質問をするることができる。

(II) 前記の公務員は、船長の要求があるときは、各自の政府が発行した身分証明書を呈示しなければならない。

B
(I) 前記の発見された漁船及び人について、この協定第一条の管轄水域を侵犯したときは、その水域を管轄する締約国のみがその人を逮捕し、又はその漁船を拿捕することができる。

(II) 前記の逮捕又は拿捕した人又は漁船は、当該水域を管轄する締約国が、その国内法の取締の規定により裁判し刑を科することができる。

G
(I) 前記の発見された漁船及び人について、この協定第四条1

及びその規定に違反する行為を現行し、又は、締約国の公務員がその漁船に臨む直前にそのような違反行為をしたことを明確に認定するに足りる相当な理由があるときは、その公務員は、その人を逮捕し、又はその漁船を拿捕することができる。この場合において、当該公務員が所属する締約国は、前記の人又は漁船が所属する締約国に、その逮捕又は拿捕を通告し、且つ、できる限りすみやかに、両締約国が相互間に合意した場所、その人又はその漁船をその所属する締約国の正当な権限を有する公務員に引渡さなければならぬ。

(II) 前記の通告を受けた締約国が、直ちに引渡しを受けることができず、又は、要請をしたときは、その通告をした締約国は、前記の人又は漁船を両締約国が相互間に合意した条件により、自国の領域内で監視の下に置くことができる。(III) 前記の人又は漁船は、その人又は漁船が所属する締約国の当局のみが、違反を裁判し、且つこれに対する刑を科することができ。

(四) 違反を証明するのに必要な証人及び証人は、この協定の締約国の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判官管轄権を有する締約国にできる限りすみやかに提供されなければならない。

2 締約国は、この協定が実施された五年後から一年の間に、本条の取締規程の実効性を検討するため、又は、要望される場合にはそれを一層有効的に実施する方法を審議するため、会合することに同意する。

3 締約国は、委員会が要請するすべての記録を保存し、且つ委員会の要請があるときは、その記録及びその他の情報の編集物を提供することに同意する。

第十條

締約国は、委員会の勧告によつて締約国の同意があるときまでは、この協定第六條1Bの規定による重要な魚種に対する主要な区域及び期間又は特定魚種及びその一定水域に関しては本協定第二附屬書に、本協定第六條1Cの規定による漁業方式及び同Dの規定による漁船標識、停泊信号その他取締上必要な措置は本協定第三附屬書によるものとする。

第十一條

1 この協定に附屬された第一附屬書、第二附屬書及び第三附屬書は、本協定と不可分の一部であり、この協定の規定により第二附屬書及び第三附屬書が修正されたときも、これを包含する。この修正の効力は、委員会が行つた勧告を各締約國が受諾したとの通知を委員会が全部受領した日から發生する。

2 この協定の各規定中で、各締約國の同意をもつて効力を發生する場合には、各締約國がその同意をしたとの、又は、委員会の勧告を受諾したとの通知を委員会から全部受領した日からその効力が發生する。

第十二條

締約國は、第三國がこの協定の趣旨に賛同し締約國として加入を表明する場合には、その加入に同意する。

第十三條

1 この協定は締約國により、各自の憲法上の手続に従い、批准されなければならない。批准書は、できるかぎりすみやかに、東京で交換されるものとする。

2 この協定は批准書の交換の日に効力を発生する。本協定は十年間効力を存続し、その後は他の締約国にその協定を終了させる意思を通告した日から一年間効力を存続する。

以上の証拠として、各全権委員は、正当な委任を受けて、本協定に署名する。

千九百五十二年 月 日に東京で、ひとしく正文である韓
国語、日本語及び英語で本書二通を作成する。

大韓民國 代表

日本國 代表

第一附屬書
第二附屬書
第三附屬書

別添第八

日本及大韓民國は、処遇に關する日韓協定案（四月四日）
日本及大韓民國は、日本國との平和條約の効力發生に伴い、
太平洋戦争の戦鬭の終止の日以前から引き続き日本國に在留する
韓人の国籍を確定する必要があることを認め、
また、前記の国籍の確定に伴うことを認め、
の措置を講ずることが望ましいと認めるので、
よつて、日本國及び大韓民國は、この協定を締結した。

この協定において在日韓人とは、太平洋戦争の戦鬭の終止の日
以前から引き続き日本國に住所を有する韓人をいう。

大韓民國は、在日韓人が大韓民國國民であることを確認する。
日本及大韓民國は、この協定の効力發生の日以後に在日韓人
の日本國及び大韓民國の法令の適用により既

分、關係に効力を承認する。一方の當事國の法令の適用により既
に生じた効力を承認する。

日本國政府は、在日韓人がこの協定の効力發生の日から二年
以内、日本國政府は、在日韓人がこの協定の効力發生の日から二年
以内に大韓民國政府の發給する答録證明書を添付して日本國政
府に永住許可を申請するときは、これを許可する。この場合、手続
において、一般の外国人に適用せらるべき永住許可の条件、手続

2 及び前項の規定に關する日本國の法令の規定は、適用しない。

2 退去の強制について、この協定の効力發生の日から三年間、日本國政府及び大韓民國政府の当該機關が、その実施のため必要事項に關し協議して行ふ。

3 日本國政府及び大韓民國政府は、この協定の効力發生の日から二年九箇月を経過した後前項の期間が満了するまでの間において、その公共団体の負担になる内外の状況により、貧困者で日本國からの退去強制について同項の期間を延長することと望ましいと思料することと協議の上二年を超えない範囲内でこれを延長することとができる。

4 市で署名された日本國との平和條約の最初の効力發生の時に日本國において有する財産上の權利で、一般の外國人による享有が認められていないものを、日本國に引き続き住所を有する限り、享有することとができる。

2 法、令、その權利の相続が認められていない場合を除き、その權利は、一年以内に日本國の法令により当該權利の享有を認められ

てゐるものに對し譲渡されなければならない。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十二年 月 日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓語及び英語により本善二通を作成した。

日本国政府のために

大韓民国政府のために

Содержание
1. Введение
2. Описание
3. Заключение

別
添
第
九

(別添第九)

船舶問題に関する日本側提案の要領

別表に掲げる船舶の噸数、船令及び船型に概ね等しい船舶を、日本政府が、購入の上、大韓民国に対し提供する形式によつて解決を行ふ。この提供は、一九五一年九月八日サンフランシスコ市において署名された平和条約の最初の効力発生後、なるべく速かに実施されるものとする。

この提案は、韓国経済の再建特にその海運業の発展に資する見地からなされるものであり、右は、この際、両国関係の全面的調整に対する双方の衷心よりの希望を重視する理由に出ずるものである。右の次第に鑑み、前記の提案は、船舶の置籍の問題及び所謂在韓米軍政府命令第三十三号に関する韓国側の解釈とは関係なく行われるものであり、これをもつて、大韓民国に拿捕抑留されている日本漁船の問題を除き、両国政府間に從來懸案となつていた船舶問題の最終的解決とするものである。

Name of Vessel		Gross Tonnage	Type
Kainei Maru	会寧丸	931	Semi-cargo
11 Yoshitomo Maru	#11 良友丸	275	Tanker
20 Yoshitomo Maru	#20 "	146	Wooden Tanker
32 Yoshitomo Maru	#32 "	532	Tanker
3 Tosei Maru	#3 東勢丸	372	"
Junsen Maru	順川丸	155	Wooden Tanker
Hakusan Maru	博山丸	158	"
Taihei Maru	太平丸	196	Semi-cargo
Taisei Maru	太西丸	233	"
Kinjo Maru	金城丸	345	"
Ryutozan Maru	龍頭山丸	539	Cargo
1 Keijin Maru	#1 京仁丸	435	"
2 Keijin Maru	#2 "	434	"
5 Keijin Maru	#5 "	434	"
12 Keijin Maru	#12 "	419	"

当省顧問日韓交渉全権代表松本俊一氏は去る五月十日駐英大使に
任ぜられ同日全権代表解任になりましたが、これに先立ち五月六日
付をもつて交渉経緯に関する報告書を内閣総理大臣及び外務大臣に
提出されましたので右写を別添送付いたします。

昭和二十七年五月十五日

外務省アジア局第二課長 後 宮 虎 郎

大藏事務次官

丹 山 正 吉 殿